

姫路駅北にぎわい交流広場あり方検討業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年5月

姫 路 市

1 募集の概要

姫路市の玄関口である姫路駅北にぎわい交流広場（以下「駅前広場」という。）は、「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」をコンセプトとして、平成27年に整備され、市民によるにぎわいや利活用に向けた環境が整い、現在も市民が主役の多くのイベントが継続的に行われている。また、駅前広場と世界遺産・国宝姫路城を結ぶ大手前通りでは、居心地が良く歩きたくなる、ウォーカブルなまちなかを目指し、再整備を踏まえた「ほこみち」による公共空間の利活用や「Himeji大手前通りイルミネーション」の開催など官民一体となって高質な機能、空間が創出されている。

しかし、本市の駅前広場における現状課題として、整備から10年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、また時代の経過により、各世代で駅前広場に求められるニーズ、役割も変化している。この変化に対応しながら、本市の玄関口として、これまで以上のにぎわいや高質な空間を創出するとともにハードとして持続可能な駅前広場を目指すため、本業務では、駅前広場の日常的な利用者を対象としたアンケート調査や駅前広場に関わる民間事業者を対象としたワークショップの開催等を通じて、施設の老朽化対策だけでなく、施設が抱える潜在的な課題やニーズの洗い出しを行ったうえで、まちなかの核、拠点となる駅前広場の10年先を見据えた今後のあり方を官民一体となって検討し、市内外から“選ばれるまち”を目指すもの。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課中心市街地活性化担当（以下、「産業振興課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 9階

電話 (079) 221-2597

FAX (079) 221-2508

e-mail: chushinkassei@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

| | |
|-----------|--|
| 契約条項を示す期間 | 令和7年（2025年）5月23日から 令和7年（2025年）7月15日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。 |
| 閲覧の場所 | 産業振興課 |

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

| | 項目 | 日時 |
|---|------------------|-----------|
| 1 | 公告及び要求水準書等の公表 | 令和7年5月23日 |
| 2 | 参加表明手続の提出書類の受付期限 | 令和7年6月6日 |

| | | |
|---|------------------|---------------|
| 3 | 参加資格確認結果の通知 | 令和7年6月 9日 |
| 4 | プロポーザルに関する質問受付期限 | 令和7年6月13日 |
| 5 | プロポーザルに関する質問への回答 | 令和7年6月17日 |
| 6 | 提案資料提出書類の受付期限 | 令和7年6月30日 |
| 7 | 契約候補者の特定 | 令和7年7月 7日 |
| 8 | 契約候補者の通知 | 令和7年7月 7日 |
| 9 | 契約締結予定及び審査結果の公表 | 令和7年7月15日（予定） |

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1-1）
(イ) 履歴事項全部証明書（令和7年2月22日以降に発行された最新のものの原本又は写し）
(ウ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
(エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

| | |
|----------------|--|
| 参加表明書等 配布期間 | 令和7年（2025年）5月23日から 令和7年（2025年）6月 6日まで 本市の休日を除く |
| 閲覧の場所 | 産業振興課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030659.html) |

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

産業振興課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年6月3日午前9時から同年6月6日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提

出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年6月9日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年6月13日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により産業振興課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式1-2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

chushinkassei@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年6月13日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年6月17日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路駅北にぎわい交流広場あり方検討業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030659.html>)

(2) 提出部数

原本1部、写し6部（1部ずつまとめること。様式第4号事業費（受託希望金額）の提出は原本1部とする。）

なお、上記の副本については、個人名、企業名及び社章など提案者が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

産業振興課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年6月25日午前9時から同月30日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料の提出は、1者につき1件とする。

イ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

ウ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

エ 提出された提案資料は、一切返却しない。

オ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

カ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路駅北にぎわい交流広場あり方検討審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|------|---|---|-----|-----|
| 提案内容 | (1) 業務実施方針 (提案書①) | 本業務は、駅前広場の10年先を見据え、官民一体となって今後のあり方を検討することを目的としている。そのサポート役として、業務の趣旨、目的を的確に理解し、要求水準書に記載された業務内容が適切に網羅された業務実施方針となっているか。 | 5点 | 80点 |
| | (2) 業務実施体制 (提案書②) | アンケート調査、分析、ヒアリング、ワークショップを段階的に効率よく実施する上で、適切に各作業を行うことができる、専門性を持った人員が配置され、指導、管理体制も含め十分な実施体制になっているか。 | 10点 | |
| | (3) 業務全体工程計画 (提案書③) | 要求水準書を踏まえた上で、各種業務の準備期間等を適切に考慮した、無駄のない効率的なスケジュール設定となっているか。 | 15点 | |
| | (4) 評価テーマ① アンケートに関する提案 (提案書④) | アンケートの取得、結果とりまとめについて、作業期間を短縮できる効果的な提案があるか。また、分析について、各世代の多種多様なアンケート結果を民間事業者にとって有益となる情報として、整理、分析する手法が提案されているか。 | 15点 | |
| | (5) 評価テーマ② ワークショップ企画・開催に関する提案 (提案書⑤) | 過去実施したワークショップにおいて、具体的な成功、失敗事例を挙げたうえで、そのノウハウを活かした提案できているか。また、熱意が異なる民間事業者を対象としたワークショップを開催するにあたり、参加者の主体性や当事者意識を高める仕掛けや様々な意見を結論に導く手法において、効果的な提案がされているか。 | 15点 | |
| | (6) 評価テーマ③ 多様な市民、民間事業者の意見を適切に分 聴取した市民、民間事 | 多様な市民、民間事業者の意見を適切に分 かりやすく集約し、令和8年度以降の社会 | 10点 | |

| | | | |
|---|--|-----|--|
| 業者意見のとりまとめに関する提案（提案書⑥） | 実験等現場での実践に向けた資料整理の工夫が提案されているか。 | | |
| (7) 評価テーマ④ 本業務遂行において発注者にとって有益となる提案（提案書⑦） | 市内外から“選ばれるまち”を目指すうえで、(1)から(6)で提案した以外の事項において、発注者にとって有益な提案がされているか。 | 10点 | |

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|-----------------|-------------|
| A | 当該項目に関して特に優れている | 各項目の配点×1.00 |
| B | AとCの中間程度 | 各項目の配点×0.75 |
| C | 当該項目に関して優れている | 各項目の配点×0.50 |
| D | CとEの中間程度 | 各項目の配点×0.25 |
| E | 要求水準を満たしている程度 | 各項目の配点×0.00 |

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式4に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$20点 \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{事業費 (受託希望金額)})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年7月7日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者に

については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年7月9日午後4時までに、本件業務の見積書を産業振興課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年7月15日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により産業振興課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第248号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

13 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙2「姫路駅北にぎわい交流広場あり方検討業務委託公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。